

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経営

2018年開始の積立NISA 対象となりうる投信は1%以下?

2018年1月から「積立NISA」がスタートする。しかし、投資額は1年で40万円まで、投資対象は投資信託のみで、金融庁の基準に則ったものに限るなど、制限の多さに食指が動かない向きもあるだろう。鳴り物入りでスタートした「NISA」の口座稼働率が5割以下であることも、忌避感に拍車をかけているのではないだろうか。

そんな中、金融庁の森信親長官が興味深いメッセージを発した。4月7日に日本証券アナリスト協会のセミナーで基調講演を行い、「積立NISAの対象となりうる投信は50本弱と、公募株式投信5,406本の1%以下」と発言。さらに、売れ筋商品であるテーマ型投信は「プロ向け」と断じた。販売手数料の平均が3.1%であることにも言及し、「世界的な低金利の中、手数料を上回るリターンを得るのは容易ではない」「運用による日本の家計金融資産の増加は過去20年間でプラス19%。アメリカの132%と比べてはるかに小さいのは、投信の組成・販売のやり方も一因」とし、資産運用業界が消費者の利益をおろそかにしていると強く牽制した。

金融庁長官がここまで強く発言したことの意味は重く、日本の資産運用のあり方が変わる分岐点となるかもしれない。つまり、今後登場する商品の基準となる可能性があるのだ。現時点で積立NISAの基準を満たしている約50の商品をしっかりとチェックしておく必要があるだろう。

税務会計

第17号文書規定の印紙税非課税 「営業に関しない受取書」とは?

印紙税は、文書の種類ごとに非課税となる文書が定められており、第17号文書に規定する売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書であれば、営業に関しない受取書又は受取金額が5万円未満のものは非課税とされている。金銭又は有価証券の受取書であっても、受け取った金銭などが、その受取人にとって営業に関しないものである場合には非課税となる。では、ここでいう「営業」とはどういうものなのだろうか。

営業というのは、一般に、利益を得る目的で同種の行為を継続的、反復的に行うことをいう。したがって、株式会社などの営利法人の行為は全て営業に関するものであることから、会社が作成する受取書については本業の売上代金に係る受取書だけでなく、保有する土地を売却するなど、本業以外で得た売上代金に係る受取書についても営業に関しない受取書とは言えず、受取金額が5万円以上であれば印紙を貼る必要がある。

一方、個人の場合は、たまたま自宅を売却するなど私的日常生活に関して得た売上代金に係る受取書は、営業に関しない受取書に該当する。

ただし、例えば、土地を貸したり、ネットオークションに品物を出品したりして、継続的・反復的に利益を得ている場合には、営業そのものに該当するため、その売上代金に係る受取書は営業に関しない受取書とは言えず、非課税文書には該当しないことになる。

今週のキーワード

積立NISA

通常、株式や投資信託などの配当・譲渡益などには20.315%の所得税・地方税がかかるが、それを非課税とする制度。現行のNISAは年間120万円、非課税期間は5年間だが、積立NISAは年間40万円、非課税期間は20年間となるため、より節税効果が高い。現行NISAとの併用はできない。確定拠出年金と仕組みが似ているが、自由に引き出しできるのが大きな違い。